

2022年第4回定例会

調布市個人情報の保護に関する法律施行条例 賛成討論

議案第95号、調布市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に対し、生活者ネットワークは賛成の立場から討論します。

今回の条例制定は、国の個人情報の保護に関する法律の一部改正にともなうものであることは理解をする一方、これまで、個人情報保護に関する規定を定める条例は、地方自治体がそれぞれ独自に制定してきた経緯があります。調布市においても、独自に条例を制定する中で審査会を設置するなど、人権としての市民の個人情報保護に関する主体的な取り組みは、地方分権、地方自治の象徴でもありました。そのため、今回、三鷹市、武蔵野市、小金井市、多摩市などは、従来の個人情報保護条例の全改正という形を取り、各自治体で制定した条例名を残すこととしています。自治体の主体性が問われる点であり、今回、調布市においては、従来の条例を廃止し、法律施行条例としたことについては、仮に内容は変わらないとしても、非常に残念に感じるところです。

総務委員会での審査では、全体の運用においては大きな変更点はないとの説明がありました。しかし、法のもと設置される個人情報保護委員会は独立機関だとのことですが、こういった審査機関が国で一本化されることで、市民の個人情報や市民の基本的な人権を守る視点できちんと守られるのか、またその時の政権によっては委員会の独立性がきちんと担保されるのかなど、不安は残ります。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、適正な取り扱いが図られなければならない、という個人情報保護法の基本理念は、現行の市の条例の目的である、市民の基本的な人権擁護と公正な市政運営と大きくは変わらないという認識が委員会の答弁で示されました。これまでの基本姿勢を継続することを強く求めます。

それとともに、今回の条例制定において、市の継続した基本姿勢が表れている点として評価する点を2つ述べます。1つ目はこれまでの審査会を残すという点です。個人情報の適切な取り扱いの確保や情報セキュリティに関することについて専門的知見に基づく意見を聴く必要がある場合に諮問するとのことですが、市民の立場に立った個人情報保護が基本ですので、今後も法に触れない範囲内にはなりますが、審査会の助言を得ながら常に慎重な立場を取っていただきたいと思います。そういう意味でも、現在、年4回、ほぼ定期的で開催されている審査会は、今後も年に複数回、定期的、また適宜開催し、専門家に助言を求めることを習慣とし、議事録を公開することを求めます。

評価する2つ目は、匿名加工情報の規定について今回は導入を見送るという点です。地方自治体が持つパーソナルデータの民間利活用を図る匿名加工情報規定は、市町村においては任意となっています。おそらく多くの市民が懸念するところですので、今後において

も慎重な判断を継続するよう求めます。

市民の福祉向上のためにも、デジタル化は避けることはできないと考えておりますが、個人情報という人権を守ることを第一に、扱いについては常に慎重に検討すること、また市民の理解を得られるよう、透明性を担保すること、そして日頃から情報公開や市民参画に真摯に取り組み、市民との信頼関係を築くことを求め、本条例制定に賛成の討論といたします。